

## 千葉市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、国民健康保険一部負担金の減額若しくは免除又は徴収猶予（以下「減免等」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

- 第2条 この要綱において「世帯」とは、同一の住居に居住し、生計を一にしている擬制世帯主を含む世帯主と、国民健康保険被保険者である世帯員をいう。
- 2 この要綱において「見込収入月額」とは、減免等の措置を受けようとする世帯（以下「当該世帯」という。）に属する世帯員の合算収入額について、申請月以後3か月間の平均見込収入月額をいう。
  - 3 この要綱において「基準生活費」とは、生活保護法第8条に基づく生活保護基準額表のうち、収容保護施設基準額、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、一時扶助、期末一時扶助を除いた各基準額を合算したものをいう。
  - 4 この要綱において「一部負担金所要額」とは、法第42条に定める、療養の給付を受ける場合に国民健康保険被保険者が保険医療機関等に支払うべき一部負担金の額をいう。
  - 5 この要綱において「不足見込割合」とは、次の算式により求めるものとする。

$$\begin{aligned} \text{見込収入月額} - \text{基準生活費} &= \text{医療費充当可能額} \\ \text{一部負担金所要額} - \text{医療費充当可能額} &= \text{一部負担金不足見込額} \\ \text{一部負担金不足見込額} \div \text{一部負担金所要額} \times 100 &= \text{不足見込割合} \end{aligned}$$

### (減免等の措置)

- 第3条 市長は、当該世帯が次の各号のいずれかに該当することにより、一部負担金の支払いが困難であると認めるときは、当該世帯に属する世帯主（以下「世帯主」という。）の申請により、別表1の定めるところに基づき、減免等の措置をすることができる。ただし、第5号該当の場合においては、徴収猶予のみ措置をすることができるものとする。
- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡、若しくは重度の障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
  - (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
  - (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
  - (4) その他前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。
  - (5) 生活保護部局が「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料（税）の徴収猶予の取扱いについて」（令和6年7月4日付け保国発0704第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に該当する者として決定したとき。

(減免割合)

第4条 一部負担金の減免割合は、次のとおりとする。

区分	減免割合
不足見込割合が0%を超えるとき	25%減額
不足見込割合が25%を超えるとき	50%減額
不足見込割合が50%を超えるとき	75%減額
不足見込割合が75%を超えるとき	免除

(減免等の期間)

第5条 減免の期間は、1か月（暦月）を単位として3か月以内の期間を限って適用する。

- 2 第3条第1号から第4号までの該当による徴収猶予の期間は、3か月以内の一部負担金所要額について、6か月（暦月）以内の期間を限って適用する。
- 3 第3条第5号該当による徴収猶予の期間は、3か月以内の一部負担金所要額について、12か月（暦月）以内の期間を限って適用する。
- 4 同一原因による減免等の期間の更新は、これを行わない。

(減免等の申請)

第6条 世帯主は、減免等の申請をするときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一部負担金減額・免除・徴収猶予に関する医師等の意見書（様式第2号）
  - (2) 収入状況申告書（様式第3号）
  - (3) 給与証明書（様式第4号）
  - (4) 資産申告書（様式第5号）
  - (5) 家賃（地代・間代）証明書（様式第6号）
  - (6) 同意書（様式第7号）
  - (7) 誓約書（様式第8号及び様式第9号）
- 2 次の各号に該当する場合は減免等の措置の対象としない。
- (1) 一部負担金を支払済みの場合
  - (2) 他法又は他制度の適用が可能である場合
  - (3) 保険料を滞納している場合。ただし、保険料の納付相談を行っている場合及び第3条第5号該当の場合は除く。

(審査)

第7条 市長は、前条の申請書及び前条各号の書類を受理したときは、その内容を審査し減免等の適否を決定する。

- 2 市長は、必要と認めるときは、法第113条第1項、第113条の2第1項、及び第2項の規定に基づき、当該世帯等に対して、文書等の提出、又は質問することができ、官公署その他の関係機関に資料の提供等を求めることができる。
- 3 審査にあたっては、被保険者の生活困窮実態を調査し、起因月の前の3か月の平均収入

が基準生活費以下の場合は、別表1の定めに関わらず減免等の措置をすることができる。

(収入額確定報告)

第8条 世帯主は、減免等の申請月から適用終了月における毎月分の収入額確定報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の収入額確定報告を受けたときは、検認を行うものとする。

(減免等の決定通知)

第9条 市長は、第6条による申請を承認したときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書（様式第11号）を、承認しないときは、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書（様式第12号）により、世帯主に通知しなければならない。

(証明書の交付)

第10条 市長は、減免等を承認したときは、世帯主に対し、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（以下「証明書」という。）（様式第13号）を交付する。

2 証明書の交付を受けた当該世帯が保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受けようとするときは、当該証明書を提示しなければならない。

(減免等の変更又は取消)

第11条 市長は、減免の決定を受けた当該世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその承認を変更又は取り消しをし、減免によりその支払いを免れた額の一部又は全部を世帯主に返還させるものとする。

(1) 資力の回復その他事情等の変化により、当該決定をすることが不適当であると認められるとき、又は決定内容に変更が生じたとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

(3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき、又は世帯変更したとき。

2 市長は、徴収猶予の決定を受けた当該世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を変更又は取り消しをし、当該一部負担金の全部又は一部を一時に徴収するものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力等の変化により、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。

(2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

(3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき又は世帯変更したとき。

3 市長は、前2項の規定により減免等の変更又は取り消しをしたときは、世帯主及び保険医療機関等に対し国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書（様式第14号及び様式第15号）又は、国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書（様式第16号及び様式第17号）をそれぞれ通知するものとする。

(様式)

第12条 様式については別表2のとおりとする。

(公印)

第13条 様式に用いる公印は別表3のとおりとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

#### 附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

別表1

区分	事由	認定基準	適用要件	適用期間	
減額・免除	第3条第1号に該当する場合	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害等により死亡、若しくは重度の障害者となり、又は重大な損害を受けたとき	平均見込収入月額が基準生活費の115.5%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である世帯	死亡、若しくは重度の障害者となつた、又は家屋及び家財又はその他の資産の損害割合が50%以上の場合	申請した日の属する月から3か月の間の一部負担金について適用する
	第3条第2号に該当する場合	干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき	平均見込収入月額が基準生活費の115.5%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である世帯	当該世帯員の合算収入額について、起因月前概ね3か月の平均実績収入月額と申請月以後3か月の平均見込収入月額とを比較し、その減少割合が50%以上の場合	申請した日の属する月から3か月の間の一部負担金について適用する
	第3条第3号に該当する場合	事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき	平均見込収入月額が基準生活費の115.5%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である世帯	当該世帯員の合算収入額について、起因月前概ね3か月の平均実績収入月額と申請月以後3か月の平均見込収入月額とを比較し、その減少割合が50%以上の場合	申請した日の属する月から3か月の間の一部負担金について適用する
	第3条第1号から第3号の徴収猶予に該当する場合	上記事由のいずれかの理由に該当するとき	平均見込収入月額が基準生活費の115.5%を超える130%以内であり、かつ、預貯金が基準生活費の3か月分以下である世帯	上記適用要件のいずれかに該当するとき	申請した日の属する月から3か月の間の一部負担金について適用する(徴収猶予額を、適用から6か月以内に千葉市へ返納する)

第3条第5号の徴収猶予に該当する場合	生活保護部局が「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料(税)の徴収猶予の取扱いについて」(令和6年7月4日付け保国発0704第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)に該当する者として決定したとき。	申請した日の属する月から3か月の間の一部負担金について適用する(徴収猶予額を、適用から12か月以内に千葉市へ返納する)
--------------------	---	---

注) 第3条第4号に該当の認定基準等は、この表に準ずるものとする。

別表2

様式番号	様 式 名	摘 要
様式第1号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書	申請書
様式第2号	一部負担金減額・免除・徴収猶予に関する医師等の意見書	保険医療機関(保険薬局)において作成し、申請書の添付書類として提出
様式第3号	収入状況申告書	申請書に添付
様式第4号	給与証明書	申請時に給与明細がない場合に事業所(雇主)が証明
様式第5号	資産申告書	申請書に添付
様式第6号	家賃(地代・間代)証明書	申請書に添付
様式第7号	同意書	申請書に添付
様式第8号	誓約書	(減額・免除)申請書に添付
様式第9号	誓約書	(徴収猶予)申請書に添付
様式第10号	収入額確定報告書	承認後の収入実績額の報告
様式第11号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書	承認決定した場合に世帯主へ通知
様式第12号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書	不承認決定した場合に世帯主へ通知
様式第13号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶	療養の給付を受ける際、保険

	予証明書	医療機関等に提示
様式第 14 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	世帯主への通知
様式第 15 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	保険医療機関等への通知
様式第 16 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	世帯主への通知
様式第 17 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	保険医療機関等への通知

別表 3

様式番号	様 式 名	専用公印
様式第 11 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予承認決定通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 12 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予不承認決定通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 13 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書	区役所保険年金専用市長印 検認専用市印
様式第 14 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 15 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予変更通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 16 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	区役所保険年金専用市長印
様式第 17 号	国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予取消通知書	区役所保険年金専用市長印